平成２３年（フ）第２２号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
破産者　吉田美由紀
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３７８号
埼玉県三郷市鷹野２丁目244番地１
破産者　池澤　　博
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６浦和第二寮302号、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字弥十郎672番１越谷弥十郎団地１－214、開始決定時の住民票上の住所さいたま市大宮区堀の内町３丁目236番地メゾン万年青205号
破産者　松本　和太
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
福島市宮下町16番16号
破産者　大橋孝三郎
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９６７号
熊本市神水２丁目14番７号
破産者　平松　剛志
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９１１号
福岡市中央区平尾３丁目25番１号
破産者　岡田　　崇
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６７号
福岡市中央区草香江２丁目13番20―103号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻409番地１
破産者　川島　信行
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定中更正

平成２２年（フ）第６７号
山口県防府市大字台道287番地、開始決定時の住所山口県防府市大字台道3556番地の12
破産者　クニミツ内装こと　國光　　隆
1　主文　当裁判所が平成23年７月25日になした破産手続終結及び免責許可決定中、破産者の住所につき「山口県防府市大字台道3556番地の12」とあるを「山口県防府市大字台道287番地、開始決定時の住所山口県防府市大字台道3556番地の12」と更正する。
2　決定年月日　平成23年８月12日
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４５７号
福岡市博多区吉塚１丁目８番27―405号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南６丁目８番30―312号
破産者　吉永　　明
1　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
2　一般調査期日　平成23年10月３日午後１時30分
平成23年８月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７３号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番19号
破産者　吉野　晃弘
1　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
2　一般調査期日　平成23年10月６日午後３時30分
平成23年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３２号
福岡県糸島市潤１丁目８－２、旧住所福岡県糸島市加布里63番地47
破産者　林　　伸一
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月28日午後１時30分
平成23年８月９日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第３２３６号
福岡市博多区千代２丁目21番14―808号、前住所福岡市博多区堅粕３丁目21番13―205号
破産者　中西　良和
1　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
2　一般調査期間　平成23年10月３日から平成23年10月17日まで
平成23年８月10日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２号
山口市大内御堀1322番地２
破産者　株式会社グリンパーク
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年８月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
山口市阿東生雲東分55番地１
破産者　吉冨　幸光
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年８月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０２号
福岡県春日市上白水３丁目102番地
破産者　株式会社ＳＨＵＷＡ
異議申述期間　平成23年10月12日まで
平成23年８月12日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２３年（フ）第９０８号
福岡市南区鶴田４丁目49番６号
破産者　宮嵜　孝嗣
1　決定年月日　平成23年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第１号
北海道滝川市朝日町西１丁目４番14号
破産者　吉田　好美
破産手続開始決定日　平成23年１月24日
平成23年８月11日　札幌地方裁判所滝川支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５４号
東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテルニューオータニ内
清算株式会社　株式会社地方自治体公民連携研究所
代表清算人　山崎　榮三
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部